

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名					
40	3	1	3-1-10	2-155	健康保険組合管掌健康保険の被保険者資格取得の確認	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
41	3	1	3-1-11イ	2-183	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
42	3	3	3-1-11ハ	2-184	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	1	住民基本台帳法第七案第四号に規定する事項	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
43	3	3	3-1-11ロ	2-185	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
44	3	4	3-1-11ニ	2-186	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
45	3	1	3-1-12イ	2-213	健康保険組合被保険者の被保険者証の検証又は更新等	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
46	3	3	3-1-13	2-217	健康保険組合被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
47	3	3	3-1-14	2-220	健康保険組合被保険者の入院時食事療養費の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
48	3	3	3-1-15	2-223	健康保険組合被保険者の入院時生活療養費の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
49	3	3	3-1-4イ	2-234	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
50	3	4	3-1-4ロ	2-235	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
51	3	1	3-1-5	2-238	健康保険組合被保険者の埋葬料の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
52	3	1	3-1-6イ	2-241	健康保険組合被保険者の出産育児一時金の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
53	3	4	3-1-7	2-247	健康保険組合被保険者の傷病手当金の併給調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
54	3	1	3-1-6イ	2-258	健康保険組合被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
55	3	3	3-1-16	2-261	健康保険組合被保険者の特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
56	3	3	3-1-17	2-270	健康保険組合被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
57	3	3	3-1-8	2-273	健康保険組合被保険者の高額療養費の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
58	3	1	3-1-9イ	2-276	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
59	3	3	3-1-9ハ	2-277	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
60	3	3	3-1-9ロ	2-278	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①

【「分類」凡例】

- ①…連携可
- ②…連携可(ただし制約あり)
- ③…連携不可

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名					
61	3	4	3-1-18	2-293	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
62	3	1	3-1-1	2-299	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等(短期給付)が提供者となる事務手続については、対象外	②
63	3	2	3-1-3	2-301	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険組合	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①
72	3	3	3-1-12ハ	2-349	健康保険組合被保険者の被保険者証の検認又は更新等	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
73	3	3	3-1-12ロ	2-350	健康保険組合被保険者の被保険者証の検認又は更新等	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	健康保険組合	市町村長	平成29年7月		①
74	3	4	3-1-12ニ	2-351	健康保険組合被保険者の被保険者証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	日本年金機構の情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されているため、開始時期は未定。	日本年金機構が情報提供者となる事務手続	③
80	3	2	3-1-2	2-365	健康保険給付を受給する者が同一の事由により労働者災害補償保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険組合	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	平成29年7月		①
100	3	4	3-1-11ニ	2-385	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
101	3	4	3-1-11ニ	2-386	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
102	3	4	3-1-11ニ	2-387	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
103	3	4	3-1-12ニ	2-388	健康保険組合被保険者の被保険者証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
104	3	4	3-1-12ニ	2-389	健康保険組合被保険者の被保険者証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
105	3	4	3-1-12ニ	2-390	健康保険組合被保険者の被保険者証の検認又は更新等	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
106	3	4	3-1-4ロ	2-391	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
107	3	4	3-1-4ロ	2-392	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
108	3	4	3-1-4ロ	2-393	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
109	3	4	3-1-7	2-394	健康保険組合被保険者の傷病手当金の併給調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③
110	3	4	3-1-7	2-395	健康保険組合被保険者の傷病手当金の併給調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定(日本年金機構と同時期を予定)	共済組合等(長期給付)が提供者となる事務手続	③

【「分類」凡例】

- ①…連携可
- ②…連携可(ただし制約あり)
- ③…連携不可

項番	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	主務省令の 条項	事務手続		特定個人情報		情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	情報連携開始予定時期 ※カッコ内は制約事項の解消 予定時期を示す。	備考	分類 ※【凡例】参照
				管理番号	事務手続名	特定個人 情報番号	特定個人情報名					
111	3	4	3-1-7	2-396	健康保険組合被保険者の傷病手当金の併給調整	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③
112	3	1	3-1-5	2-397	健康保険組合被保険者の家族埋葬料の支給決定	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	平成29年7月 (平成30年7月)	共済組合等（短期給付）が提供者となる事務手続については、対象外	②
113	3	4	3-1-18	2-398	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③
114	3	4	3-1-18	2-399	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③
115	3	4	3-1-18	2-400	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	未定（日本年金機構と同時期を予定）	共済組合等（長期給付）が提供者となる事務手続	③

【「分類」凡例】

- ①…連携可
- ②…連携可(ただし制約あり)
- ③…連携不可